

令和 7 年度 第 1 回東大阪市文化財保護審議会 議事録

開催日時		令和 8 年 7 月 24 日（金）	14 時 00 分から 16 時 00 分
会場		四条市民プラザ（四条リージョンセンター）大会議室	
出席者	（委員）	櫻井会長、伊達副会長、大脇委員、有坂委員、高橋委員、 藤澤委員、芦田委員、松浦委員	
配布資料		・ 令和 7 年度文化財課事業報告、令和 8 年度文化財課事業計画 ・ 資料編	

令和 8 年度第 1 回東大阪市文化財保護審議会を開催。

報告案件

《令和 7 年度文化財課事業報告》

指定及び登録文化財、指定文化財保存事業、埋蔵文化財発掘調査事業、各整備事業、文化財啓発事業、文化財ボランティア事業、指定管理関係、古文書調査整理事業の主な事業を説明・報告する。質疑応答。

【指定及び登録文化財 指定に向けた調査】

《会長》

善根寺町に鎮座する「春日神社若宮社」について、指定に向けた調査の進捗を補足する。

櫻井敏雄著『大阪府神社本殿遺構集成』（1983 年）刊行時にも一度調査が行われているが、当時は近世社寺建築に関する本格的な調査が始まる以前であり、十分な精度での調査は行われていなかった。

今回の調査開始当初は、当該建物を元禄期の建築と想定していたが、調査の結果、それよりも古い可能性が高いことが判明した。その根拠の一つとして、境内に寛文年間の銘を有する鳥居が現存しており、建築様式からみても当該建物がそれより新しい時代まで下るものとは考えにくい点が挙げられる。また、各部材に見られる大きな面取りの特徴からも、さらに遡る時期の建築である可能性が指摘できる。

建物内の壁面には壁画が確認されており、現在、専門家の協力を得ながら調査を進めているところである。

また、善根寺村には「足立家館跡」が存在する。足立家は大阪城築城時に石奉行を務めた人物に関係するとされ、館跡には周囲を堀で囲まれた大規模な屋敷地が残されている。その当主が春日神社の氏子であったことが判明しており、「足立」の銘を有する灯笼など、足立家との関係を示す資料も確認されている。

このように、善根寺村からは歴史的に興味深い資料や痕跡が数多く見つかっている。

さらに、村内には融通念仏宗の寺院も所在しており、宗派内でも比較的古い寺院であることから、今後の調査対象として重要なものと考えている。

一方で、足立家館跡の現所有者とは現在連絡が取れておらず、今後の調査を進める上での課題となっている。

加えて、春日大社若宮の檜皮葺に関わった葺師との関連を示す資料も確認されており、春日大社との関係性についても検討する必要がある。

なお、現時点では真偽の確認を要するものの、檜皮葺に関わる職人集団や石奉行との関係を示す資料が見つかることから、善根寺村は各種の技術者集団を擁する集落であった可能性も考えられる。

また、令和7年度文化財保護審議会において委員から「若宮社のみを指定対象とし、隣接する本殿を指定しないのか」との指摘があった。本来、若宮社及び本殿の両棟とも指定に値する建造物であると考えているが、本殿については建立年代を示す年号が確認されていない。ただし、文化財的価値の観点からは、両棟とも保護の対象としていくべきものと認識している。

【指定文化財保存事業】

《委員》

市指定文化財（彫刻）旧阿弥陀院（長瀬墓地）木造阿弥陀如来坐像の修理について、令和7年度は台座及び光背の修理とされているが、令和6年度には本体の修理が既に実施されていることから、本体と台座・光背を分けて2か年にわたり修理を行い、令和7年度の修理をもって一連の修理事業が完了したとの理解でよい。

《事務局》

そのとおりである。

《委員》

施工は美術院に依頼されており、修理は適切に行われているものとする。当該仏像は平安時代末頃の貴重な文化財であり、市の所蔵品でもあることから、修理完了後は何らかの形で公開を検討することが望ましい。

《事務局》

承知した。修理完了後の公開について、展示方法や公開機会も含めて検討を進めていきたい。

《委員》

指定文化財の管理・点検について、令和4年度に全件の現況調査を実施してから一定期間が経過したため、所有者・管理者に対するアンケートを実施したとのことであるが、回答率は半数程度にとどまっている。未回答案件に対する今後のフォローアップをどのように行うのか。また、全ての指定文化財について、今後どのようなスケジュール

や見通しで状況確認を進め、保護を図っていくのか伺いたい。

《事務局》

本来であれば、指定文化財全件について１年間で状況確認を行うことが理想であるが、まずはアンケートの回答があった 29 件を対象に確認を進める予定である。特に、管理に関する相談や補助金活用の要望が寄せられている案件については、優先的に現地確認を実施したいと考えている。

また、アンケート未回答の案件についても、所在及び連絡先は把握しているため、今後、順次訪問等による状況確認を進めていく予定である。

《委員》

むしろ連絡がない案件の中に問題を抱えているものが含まれている可能性もある。優先順位を付けながら進めることは重要であるが、状況悪化の恐れがある案件については見落とすことのないよう、未回答案件も含めて適切に確認を進められたい。

【令和 7 年度埋蔵文化財発掘調査事業】

《委員》

日下遺跡第 16 次発掘調査については現場を確認していない。以前連絡を受けて見学した場所とは別の調査地点か。

《事務局》

日下遺跡第 16 次発掘調査は、個人住宅建設に伴う緊急発掘調査として実施したものである。当初は史跡範囲確認調査として着手したが、調査の結果、縄文時代の包含層や遺構面に加え、多量の貝を含む貝ピットが検出されたことから、範囲確認調査から本発掘調査へと調査内容を変更して実施した。調査期間が非常に短期間であったため、ご連絡できなかったものである。

《委員》

報告写真を見る限り、人骨等も出土しており、日下貝塚は遺跡の遺存状況が良好であると考えられる。一方で、写真から判断する限りでは、遺構の検出はもう少し上層で可能であったようにも見受けられる。土層の判別が困難であったため、掘削の過程で人骨が出土したことにより初めて遺構の存在が認識されたような調査状況にも見える。日下貝塚は学術的にも極めて重要な遺跡であることから、調査方法や記録保存のあり方について懸念を抱いている。

《事務局》

日下貝塚については、史跡としての本質的価値の一つである貝塚そのものの保存を重視している。大阪府とも協議を行い、将来的な史跡指定を視野に入れていることから、検出した遺構については完掘を行わず半截にとどめ、土嚢及び真砂土による保護層を設けたうえで埋め戻しを実施した。

《委員》

それでは、将来的な保存を前提とした対応を行っているかと理解した。保護層を設けて埋め戻した後、住宅建設は既に完了しているということで間違いはないか。

《事務局》

そのとおりである。保護層は 20cm 設けている。また、住宅建設に伴う基礎掘削工事についても終日立会を行い、遺構への影響がないことを確認している。

《委員》

承知した。将来的には土地の買上げも視野に入れているということか。

《事務局》

将来的な史跡指定も含め、買上げについても今後の方針として検討していきたいと考えている。

《委員》

出土した人骨の取扱いについては、その後どのように対応しているのか。

《事務局》

出土人骨については、取り上げ後に洗浄を行い保管している。歯をはじめ保存状態の良好な資料が含まれていることから、DNA 分析等を実施することで史跡の性格などを解明するに資する重要な資料になると考えている。現在、分析及び同定を依頼する研究機関や専門家について、各分野に相談を行っているところである。

【河内寺廃寺跡史跡公園整備事業】

《委員》

河内寺廃寺跡第 33 次調査にて、「石列が創建期（白鳳期：7 世紀中頃～8 世紀初頭）のものであることが明らかになった」とされているが、調査時に現地で確認した際には、そのような見解は示されていなかった。また、当該石列については、そこまで古い時期に遡るものとの認識を有していなかった。創建期の遺構であると判断した根拠は何か。

伽藍復元図によれば、金堂、塔及び東側回廊の位置は確定しており、中軸線は明確である。本来であれば、中軸線を基準として東側回廊と対称となる位置で西側回廊が検出されることを想定して発掘調査を進めていたものと理解している。しかし、想定位置では回廊に伴う遺構は検出されず、それよりも東寄りの位置で今回の石列が検出された。

この石列を創建期の遺構と判断した場合、西側の空間が著しく狭い伽藍配置となり、東西の回廊が左右対称とならない。一般的な伽藍配置からみても特異な事例となるため、その成果を史跡整備に反映させるには相応の根拠が必要である。

現段階の調査成果のみをもって当該石列を創建期の遺構であると断定することについては、慎重であるべきではないかと考える。

《事務局》

第 32 次調査で検出した石列から深さ約 1m 断ち割り調査をしたところ、石列内側の基壇土と考えられる土層から 6 世紀末から 7 世紀前半の須恵器が出土し、瓦は出土しなかった。また、基壇造成以前の整地層からも、6 世紀末を下限とする須恵器・土器しか出土しなかったことから、創建期に伴う遺構である可能性が高いと判断したものである。

ただし、本調査成果については今年度中に概報を刊行予定であり、あわせて検討会も開催する予定である。その場で遺構、遺物及び写真資料等を総合的に検討していただき、石列が創建期に属し、西回廊を構成するものであるかどうかを議論していただく予定である。本来であれば、「創建期のものである可能性が高い」と記載すべきであり、本報告において断定的な表現を用いたことは時期尚早であったと考えている。

《委員》

あくまでも断ち割り調査による限定的な調査成果である。そこで出土した 6 世紀末の土器等も限られた範囲の資料に過ぎない。

最も疑問に感じるのは、これまで中軸線を基準として東回廊と対称的に西回廊を復元できると考えられていたものが、この解釈によって成立しなくなる点である。そのような大きな復元上の変更については、今回の断ち割り調査だけでは十分に説明できないのではないかと考えている。

《事務局》

その点については、調査時から課題として認識していた。将来的に西回廊周辺の整備を進めるにあたり、金堂東側にある擁壁状の石垣について撤去が必要となる見込みである。その際に整備工事に伴う発掘調査を実施し、断ち割り調査を行うことで、今回の解釈の妥当性をさらに確認できるのではないかと考えている。

西回廊の復元については、今後も複数回の調査を重ねながら慎重に検討していく必要があると認識している。

《委員》

検討会を開催するとのことであるが、時期はいつ頃を予定しているのか。

《事務局》

今年の秋頃の開催を予定している。

《委員》

承知した。検討会において専門家による検討が行われれば一定の方向性が示される可能性はある。しかし、平面的に広い範囲を調査した成果と、部分的な断ち割り調査から得られた成果とでは、調査成果としての性格や精度に差がある。西回廊の復元という伽藍配置を考える上で極めて重要な課題を、一部の断ち割り調査のみで決定することには慎重であるべきである。たとえ追加の断ち割り調査を実施したとしても、最終的な結論に至らない可能性もあると考える。

《事務局》

ご指摘のとおりである。現在得られている遺物及び遺構の情報を踏まえながら、今後
も追加調査や専門家による検討を重ね、慎重に評価を進めていきたい。

【指定管理関係】

《委員》

指定管理者である株式会社アスウェルについて、どのような事業者であるのか説明さ
れたい。

《事務局》

株式会社アスウェルは主としてビル管理業務を行う事業者である。旧河澄家について
は直近 10 年間にわたり指定管理者として管理運営を継続しており、このほか富田林市
の杉山家住宅や大阪府立中之島図書館などの指定管理業務に携わった実績がある。文化
財施設の管理運営について一定の経験を有している事業者である。市としても日常的に
コミュニケーションを図りながら管理運営を進めている。

《委員》

多様な展覧会や事業が実施されており、来館者数も相当数に上っている。このような
事業では、展示解説パネルの作成や来館者への解説なども必要になると思われるが、そ
れらも含めて株式会社アスウェルが担っているのか。

《事務局》

その通りである。文化財に関する展示については、仕様書に基づき事業者側で学芸員
を配置しており、基本的には当該学芸員が対応している。旧河澄家は旧鴻池新田会所と
は施設の性格が異なり、地域に根差した文化交流の場として活用されることが多い。そ
のため、地域で文化活動を行う団体や個人の発表の場として活用するための調整・連携
をアスウェルが担う側面も大きい。

《委員》

指定管理者のもとで学芸員を配置して運営している事例があることは承知している。
しかし、指定管理期間との関係から、知識や経験が十分に継承されず、蓄積したノウハ
ウが失われるケースも見受けられる。組織として知見を継承するとともに、学芸員の資
質向上や専門性の確保についても十分に検討していただきたい。

《事務局》

ご指摘を参考に今後検討していきたい。指定管理者に運営を任せきりにするのではな
く、文化財課の学芸員が適宜助言や指導を行い、展示内容等についても継続的に協議す
ることで連携を図っている。

一方で、指定管理制度は 5 年ごとの更新が前提であり、その点に制度上の課題がある
ことも認識している。これは新博物館の整備検討とも関わる課題であるが、市の学芸部
門と指定管理者が連携しながら、両施設の事業運営を進めていきたい。また、ノウハウ

の継承という観点から、新博物館の学芸員については直営体制とする方針で進めている。

《会長》

指定管理者制度については、最長でどの程度の期間にわたり同一事業者が管理を担うことになるのか。

《事務局》

指定管理期間は一般的に3年又は5年で設定されており、本市では5年としているケースが多い。文化財施設についても同様に5年を基本として指定管理を行っている。

《会長》

指定管理者が施設運営を担うことについては理解しているが、実際にどのような方針や内容で事業が実施されているのかについては、やや不安を感じる部分もある。施設ごとに地域密着型の活動や各種事業など異なる目的があると思われるが、全体としてどのような事業を行っているのかが見えにくい。管理運営の内容を可視化してもらえると、より安心して見守ることができる。

また、文化財においては保存と活用の両立が重要であることから、業務の多くが外部委託となることについては一定の懸念もある。

《事務局》

ご指摘のとおりである。鴻池新田会所については、令和4年度までは外郭団体が管理運営を担っていたが、令和7年度から初めて民間事業者による指定管理へ移行した。市としても指定管理者に任せきりにするのではなく、伴走型で意見交換や協議を重ねながら、適切な管理運営及び文化財の保存・活用に努めてまいりたい。

【古文書調査整理事業】

《委員》

今回の報告は保管場所の移転に関する内容であったが、今後はどの施設で、どのような方針のもと保管・管理を行っていくのか伺いたい。

《事務局》

古文書の収蔵場所については、これまで四条図書館の執務室の一部を借用して保管していたが、現在は俊徳道倉庫内に執務室及び収蔵庫を整備し、市史資料室で管理していた寄託史料、寄贈史料及び市所有史料を一元化して収蔵し、文化財課で管理している。

今後、新博物館の整備にあわせて、どの史料を新博物館で管理するのかを含めた収蔵方針を検討していく予定である。移転後の体制については、一部史料を俊徳道倉庫に残し、残りを新博物館へ移管するのか、あるいはすべてを新博物館に集約するのもも含めて今後の検討課題である。

また、新博物館においても古文書調査は継続して実施する予定であるが、従来のような古文書そのものの調査を主目的とするのではなく、博物館における展示や活用を見据

えた調査へと重点が移ることになる。そのため、史料の選別や収蔵方針、保存・活用のあり方についても、博物館整備事業の中で総合的に検討していく予定である。

《委員》

近年の審議会では、調査を進めている古文書の個別内容や進捗状況について報告を受けている。一方で、市が管理する古文書全体について、どのような史料があり、どのような調査が進められているのか、その全体像を把握する必要があるということは以前から申し上げてきた。市が管理する古文書の現状と調査の進捗状況について伺いたい。

《事務局》

現在、市で管理している古文書は、寄贈・寄託・市所有史料等を合わせて124件である。これらの多くは、市史編さん事業に伴う調査の中で把握・収集されたものであり、東地区では『枚岡市史』、西地区では『布施市史』の編さん時に調査が進められてきた経緯がある。中地区については十分な市史編さんが行われておらず、長期間にわたり調査が進んでいなかった。そのため、現在は甲南大学への委託事業と直営調査を組み合わせながら、市域全体、とりわけ江戸時代の古文書を中心に各村の調査を進めている。

既に目録が作成されている史料群も多いが、当時作成されたマイクロフィルムについては経年劣化が進んでいるため、現在は新たなデジタル化作業を進めている。また、過去の目録作成基準と現在の整理基準には差異があり、現時点から見ると記載が十分ではない史料も存在する。さらに、一群の史料として整理されているものの中にも枝番号を付与すべき史料が含まれていることが判明しており、再確認作業が必要となっている。

調査については、まずこれまで十分な調査が行われてこなかった中地区を優先的に進めている。また、昨年度には寄託者への意向確認を実施し、寄託継続の希望や今後の方針について聞き取りを行った。その結果、連絡が取れるものと取れないもの、引き続き長期寄託を希望するものなど状況がさまざまであることが確認された。

今後は、寄託史料も含めて史料の整理状況や調査状況を改めて精査し、どの史料群から優先的に調査を進めるべきかを再検討する予定である。古文書調査全体の進め方についても見直しを行い、計画的な調査体制の構築を進めていきたい。進捗があり次第、改めて報告する。

《会長》

今後の古文書の指定については、全体調査の完了を待って検討する考えなのか。それとも、調査を進めながら重要性が明らかなものについては順次指定を検討していくのか。すべての調査が終了するまで指定を見送ることは現実的ではないと思われるが、現時点で指定候補として考えられる史料はあるのか。

《事務局》

東大阪市の地域史を考えるうえで指定候補となる重要な文書については把握している。

一方で、新博物館への収蔵史資料の選定や、古文書全体の整理・評価も並行して進め

る必要がある。また、東大阪市所蔵の古文書については、現時点で指定を受けているものではなく、寄託史料や個人所有史料である。

こうした状況を踏まえ、古文書の整理や評価を進める中で指定候補を検討し、適切な段階で委員に相談しながら進めていきたいと考えている。

《会長》

次期指定候補となり得る史料については、ある程度把握しておく必要がある。突然新たな史料が現れ、十分な検討を経ることなく指定に至るようなことは避けるべきである。

以前から指摘しているとおり、本来は各分野における基礎調査を着実に実施し、その成果の中から指定に値する文化財を見いだしていくことが、文化財指定の本来のあり方である。古文書についても、全体像の把握と評価を進めながら、計画的に指定候補を整理・検討していくことが望ましい。

《事務局》

ご指摘を踏まえ検討していく。

《令和 8 年度文化財課事業計画》

指定及び登録文化財、指定文化財保存事業、埋蔵文化財発掘調査事業、各整備事業、文化財啓発事業、文化財ボランティア事業、指定管理関係、古文書調査整理事業の主な事業を説明・報告する。質疑応答。

【指定及び登録文化財】

《委員》

次期指定候補として挙げられている長栄寺所蔵「長栄寺慈雲尊者坐像ほか」について、報告及び掲載写真を見る限り、彫刻だけでなく軸物等も含めて相当数の所蔵品があると認識している。

令和 8 年度はその第一段階になると思われるが、まずは現地に赴き、実際の資料を確認しなければ評価は難しいと考えている。また、調査対象は彫刻と絵画の両分野に及ぶため、それぞれの専門家の協力を得ながら調査を進める必要がある。所蔵資料の点数も多いことから、具体的な進め方については今後相談しながら進めていきたい。

《会長》

これまでに実施された調査や関連資料は残されていないのか。

《事務局》

所蔵資料がかなり膨大であることは認識している。長栄寺に関する過去の指定調書等を確認したところ、昭和 45 年に大阪府指定を受けた木造十一面観音立像に関する資料と、平成 30 年に東大阪市指定となった本堂及び金仙閣に関する建造物の資料が確認できたが、それ以外の所蔵品に関する調査資料は把握できていない。

一方で、寺院独自に所蔵品の調査及びリスト化が行われており、その資料については現在提供を依頼しているところである。資料の提供を受け次第、委員に共有し、内容を確認いただきたいと考えている。

当初は、慈雲尊者坐像の指定について寺院から相談を受けていたが、現地確認の結果、それ以外にも多様な分野にわたる所蔵品が多数存在することが判明した。そのため、市としては慈雲尊者坐像のみならず、他の所蔵品についても計画的に調査を進め、他分野の文化財も含めながら、長期的な視点で指定を進めていきたいと考えている。

《会長》

そのような調査方針や進め方については、事前に委員と十分に協議しながら進められたい。

《事務局》

了承した。

《委員》

次期指定候補として挙げられている「専宗寺所蔵岩付太田氏関係文書」について、現物は未確認であるが、専宗寺は東大阪市内でも特に古い真宗寺院の一つであり、その由緒も明確であると認識している。

ただし、本件の古文書については、住職家に伝来した史料でありながら、その内容は東大阪地域に直接根差したものではない点に留意する必要がある。これらの文書は、もともと現在の埼玉県に所在した岩付城主・岩付太田氏に由来するものである。岩付太田家は断絶しているが、その系統の一つが福井に移り、さらにその家系も断絶した後、一族の一系統が大阪府枚方市に隠棲したとされる。その養女が大阪府茨木市の慈明寺へ嫁ぎ、慈明寺と専宗寺が兄弟寺の関係にあったことから、本家が断絶した後に女性の系統へ伝えられた文書群が最終的に専宗寺住職家へ継承されたものと理解している。

このように、本史料は太田道灌の流れをくむ太田氏関係史料ではあるが、本流の家系に直接伝来したものというより、系譜上の傍流に属する一族が継承してきた史料群が現在の専宗寺に伝来したものであり、その伝来経路は非常に複雑である。

一方で、史料自体は著名な武将家に関わる古文書であり、その中には、他に類例の少ない印章が使用された文書が含まれており、評価をしている研究論文も存在している。

しかしながら、東大阪市の文化財として指定する場合には慎重な検討が必要である。仮に指定となれば、当該文書群の評価に行政として一定の判断を示すこととなる。

伝来経緯、史料的価値及び学術的評価など、検討すべき要素が多岐にわたることから、市と十分に協議を重ねながら時間をかけて検討を進め、可能であれば指定に向けた方向性を探っていきたい。

また、市内における古文書指定の事例は依然として少ないことから、本件に限らず、今後は古文書分野の文化財指定についても積極的に検討されたい。

《事務局》

承知した。今後、適宜委員に相談しながら慎重に検討を進めていきたい。

《会長》

天然記念物の指定状況について伺いたい。現在、市指定天然記念物は何件あるのか。また、そのうち樹木を対象とした指定はどの程度あるのか。

《事務局》

市指定天然記念物は現在 8 件あり、そのうち樹木を対象としたものは 5 件である。主なものとして、「善根寺のむく」、「石切劔箭神社のくす」、「日下のかや」などが指定されている。

《会長》

指定されている天然記念物については、現状をすべて把握できているのか。

《事務局》

市所有である「日下のかや」については、樹勢の衰えが見られたため、以前に委員へ写真を示し相談を行った経緯がある。それ以外の天然記念物についても現地確認は実施しており、枯死などの重大な状況には至っていないことを確認している。

ただし、専門的な診断については必ずしも実施できておらず、樹木医による所見を得ている状況ではない。中には樹勢の衰えや管理状況に課題があると思われるものも一部認識している。

《委員》

近年の猛暑や異常気象の影響により、樹木を含む植物の管理は非常に難しくなっている。自然物である以上、人為的な管理だけでは対応しきれない側面もある。

また、天然記念物として指定されると、調査や現地確認を行う場合にも各種手続が必要となるため、適切な保護と調査を両立させることは容易ではない。今後は専門家の知見も活用しながら、継続的な状況把握と管理に努める必要がある。

【指定文化財保存事業】

《委員》

弥刀神社摂社八坂神社本殿の修理補助金について、補助金額の算定方法を確認したい。

《事務局》

補助対象事業費は 600 万円であり、補助金額は 300 万円である。東大阪市指定文化財保存事業補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 を補助する制度となっている。そのため、令和 8 年度事業については、事業費 600 万円のうち東大阪市が 300 万円を補助し、残る 300 万円を所有者が負担することとなる。

《委員》

補助対象事業費 600 万円に対し、その 2 分の 1 に当たる 300 万円を補助するというこ

とで理解した。

【新博物館整備事業】

《委員》

博物館建設予定地における縄手遺跡発掘調査について、建設予定地を3分割して調査を進めており、現在は東側3分の1の調査を実施しているとのことである。現時点の成果を見る限り、調査区北側は攪乱によって大きく破壊されているように見受けられるが、未調査部分についても同様に北側は攪乱により遺構が失われており、南側にのみ遺構が残存していると想定しているのか。

《事務局》

現時点ではそのように考えている。そのため、今後の調査工程について見直しを検討している。現在調査中の区画の完了後は、残る2区画のうち、攪乱により破壊されている可能性が高い北側部分の調査を先行して実施し、その後、遺構が良好に残存していると考えられる南側部分をまとめて調査する予定である。南側については十分な時間を確保し、重点的に調査を進めたいと考えている。

《委員》

調査のスケジュールはどのようになっているのか。

《事務局》

発掘調査全体の完了時期については、令和9年2月末を予定している。

【デジタルアーカイブ整備事業】

《委員》

令和8年度に撮影用機材を購入し、市で撮影した静止画像を公開する予定とのことであるが、将来的に小学校等の授業で活用してもらうという方向性は非常に意義があると思う。

一方で、現在の東大阪デジタル博物館で公開されている資料画像については、画質にばらつきが見られる。資料によっては表面の質感まで鮮明に確認できるものがある反面、不鮮明で資料の特徴が把握しにくいものも見受けられるため、今後は画質の向上に努める必要がある。

また、埴輪や土器については完形品が多く、利用者が資料全体の形状をイメージしやすいが、瓦については文様部分のみが残存する破片資料が多く、全体像を把握しにくい。画像処理や復元図、あるいは石膏等による復元成果を活用するなど、資料の全体像が理解できる形で公開する工夫も必要であると思われる。

「きっずはくぶつかん」についても閲覧したが、トライクんと学芸員による対話形式で構成されており分かりやすい内容となっている。一方で、「なぜそうなるのか」という部分について、もう一歩踏み込んだ解説を加えることで、より理解しやすい内容にな

るのではないかと感じた。

《事務局》

「きっずはくぶつかん」の構築にあたっては、探究学習での活用を念頭に置き、子どもたちが閲覧した後に「なぜ」「どうして」といった疑問を持ち、自ら調べるきっかけとなることを重視した。そのため、どこまで詳しい情報を掲載するかについては慎重に検討を重ねたところである。

今後については、学校現場の教員や子どもたち、また委員の皆様からの意見も参考にしながら、より効果的な内容となるよう検討していきたい。

《委員》

客坊山遺跡群出土丸瓦（文字瓦）の解題・説明について、瓦の員数などが記載されているが、瓦研究はこの30～40年の間に大きく進展している。干支銘の比定や調整技法の検討などを通じて年代推定を行う必要があり、今一度資料を見直す時期に来ているのではないと思う。

また、文字資料に記された瓦の員数等についても、資料の情報をより深く読み解き、研究成果を反映した形で公開していくことが望ましい。今後の検討をお願いしたい。

《事務局》

現在のデジタル博物館については、まず資料を公開することを目的として構築し、現時点で得られている成果をもとに公開を行っている。

今後、新博物館の整備や調査研究の進展に伴い、新たな知見が蓄積されることが見込まれるため、それらの成果を反映しながら内容の充実と更新を図っていきたいと考えている。

【古文書調査整理事業】

《会長》

古文書のマイクロフィルムについては、今後劣化が進行した場合、どのように対応していく考えか。

《事務局》

基本的には、マイクロフィルムの状態が良好な段階でデジタルデータ化を進めている。しかし、完全に劣化したフィルムについては対応が難しい状況である。近年はマイクロフィルムの修復に必要な材料や技術が減少しており、修復自体が困難になっているほか、対応可能な専門業者も限られている。仮に修復を行う場合でも高額な費用を要することから、今後どのように保存・活用を進めていくかが課題となっている。

《委員》

以前は複写やデュープフィルムの作成によって保存・修復を行うこともできたが、劣化が著しい場合にはその方法も困難になる。現実的には、まだ機械で読み取りが可能な段階でデジタル化や複製を行うなど、早期に対応していく必要があるのではないかと。

《事務局》

現物史料が残されているものについては、原史料を改めて撮影し、デジタルデータ化することで対応を進めている。また、現物が市にない場合であっても、所有者が適切に保管していることが確認できれば、再度調査を実施し、史料のデジタル化を進めていきたいと考えている。

《会長》

現在史料を保管している俊徳道倉庫については、将来的に使用できなくなる可能性があるのか。

《事務局》

俊徳道倉庫については、温湿度管理が可能な特別収蔵庫を整備しており、新博物館が開館するまでは引き続き活用する予定である。当面の間、収蔵施設としての運用を終了する予定はない。

《会長》

他になにか無いようでしたら、令和８年度文化財課事業計画の審議を終了します。

《事務局》

それでは令和８年度東大阪市文化財保護審議会を終了したいと思います。

本日は貴重なご助言をいただきまして、ありがとうございました。今後、文化財行政にしっかり反映させてまいりたいと思います。本日は、ありがとうございました。